

人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース)

建設労働者の雇用の改善や技能向上等並びに若年者及び女性労働者の入職・定着の促進を図るため、技能講習・特別教育・免許教習を受講させた場合にその一部が事業主に対して助成される制度です。

≪中小建設事業主/支給対象=男性・女性建設労働者≫ ≪中小以外の建設事業主/支給対象者=女性建設労働者≫

対象となる事業主の要件

- ◆建設業であること
- ◆雇用保険料率が 12 / 1,000 であること
(↑平成30年度現在)
- ◆受講者が雇用保険の被保険者であること



助成金制度に関する詳細は各都道府県の労働局へお尋ねください。

* 神奈川労働局助成金センター

建設担当 ☎045-270-7989

* 東京労働局 ハローワーク助成金事務センター

第3係 建設担当 ☎03-5332-6927

助成金の種類

経費助成 & 賃金助成

※ 経費助成と賃金助成は併せて申請します。

※ 受講日数は1日3時間以上受講した日数です。講習時間が1日3時間未満の場合「賃金助成」の対象になりません。

免許教習等

中小建設事業主	経費助成	賃金助成
雇用保険被保険者が 20人以下	受講料 (消費税を除く) の 約75% <90%>	平均賃金日額 (限度額7,600円<9,600円>) × 受講日数
雇用保険被保険者が 21人以上	35歳未満 の 約70% <85%> 35歳以上 の 約45% <60%>	平均賃金日額 (限度額6,650円<8,400円>) × 受講日数

※中小以外の建設事業主の詳細は労働局へお問合せください。

⇩ <>内は生産性要件を満たした場合

支給の対象となる講習

[技能講習]

- 車両系建設機械(整地等用)運転技能講習
- 小型移動式クレーン運転技能講習
- 不整地運搬車運転技能講習
- 高所作業車運転技能講習
- 床上操作式クレーン運転技能講習
- 玉掛け技能講習
- ガス溶接技能講習
- 車両系建設機械(解体用)運転技能講習

[免許教習]

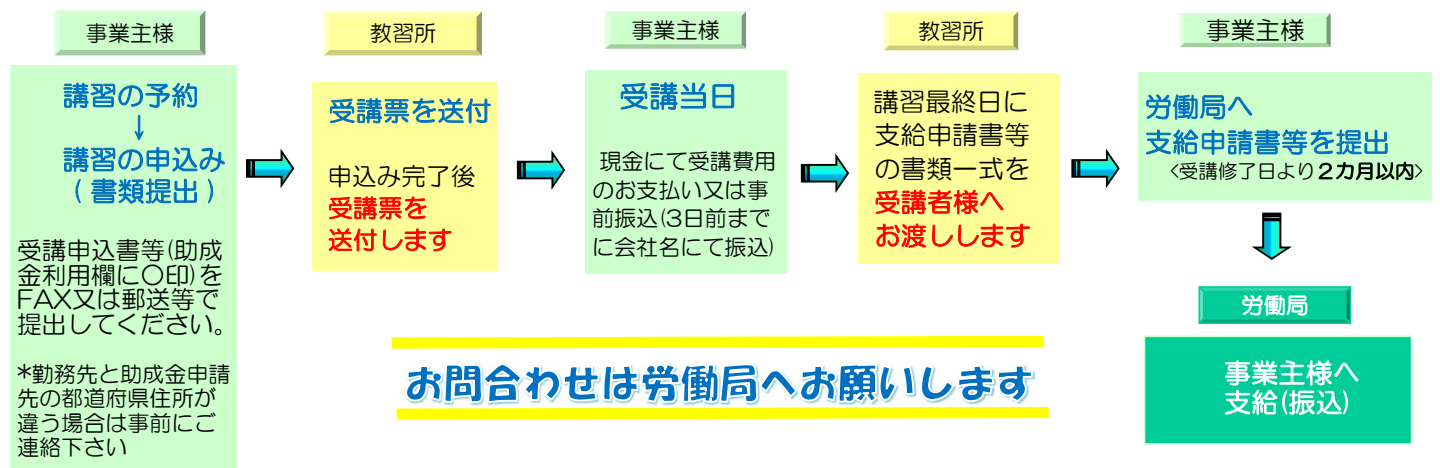
- 移動式クレーン運転実技教習
- クレーン・デリック運転実技教習

[特別教育]

- 小型車両系建設機械(整地等用)特別教育
- ローラーの運転業務特別教育
- アーク溶接等の業務特別教育
- 低圧電気の取扱業務特別教育
- クレーン運転業務(5 t 未満)特別教育
- 高所作業車(10m未満)特別教育
- 巻上げ機の運転の業務(ウインチ)特別教育



助成金制度ご利用の流れ



お問い合わせは労働局へお願いします